

白岡町の市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日部市公民館条例の一部改正)

第1条 春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、<u>白岡市</u>、<u>宮代町</u>及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。</p> <p>別表第2（第9条の2、第14条関係） 中央公民館ギャラリー使用料</p> <p>備考</p> <p>5 春日部市、蓮田市、<u>白岡市</u>、<u>宮代町</u>及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第3（第9条の2、第14条関係） 庄和地区公民館の大ホール等使用料</p> <p>備考</p> <p>5 春日部市、蓮田市、<u>白岡市</u>、<u>宮代町</u>及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の200を乗じて得た額とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、<u>宮代町</u>、<u>白岡町</u>及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。</p> <p>別表第2（第9条の2、第14条関係） 中央公民館ギャラリー使用料</p> <p>備考</p> <p>5 春日部市、蓮田市、<u>宮代町</u>、<u>白岡町</u>及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第3（第9条の2、第14条関係） 庄和地区公民館の大ホール等使用料</p> <p>備考</p> <p>5 春日部市、蓮田市、<u>宮代町</u>、<u>白岡町</u>及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の200を乗じて得た額とする。</p>

(春日部市立体育施設条例の一部改正)

第2条 春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前								
別表（第14条、第28条関係） 2 春日部市総合体育館割増使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市外居住者の使用</td> <td>メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、<u>白岡市</u>、<u>宮代町</u>及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。</td> </tr> </tbody> </table> 3 その他の体育施設基本使用料 備考 1 春日部市、蓮田市、 <u>白岡市</u> 、 <u>宮代町</u> 及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の施設使用料は、2倍の額とする。	使用区分	加算額	市外居住者の使用	メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、 <u>白岡市</u> 、 <u>宮代町</u> 及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。	別表（第14条、第28条関係） 2 春日部市総合体育館割増使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市外居住者の使用</td> <td>メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、<u>宮代町</u>、<u>白岡町</u>及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。</td> </tr> </tbody> </table> 3 その他の体育施設基本使用料 備考 1 春日部市、蓮田市、 <u>宮代町</u> 、 <u>白岡町</u> 及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の施設使用料は、2倍の額とする。	使用区分	加算額	市外居住者の使用	メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、 <u>宮代町</u> 、 <u>白岡町</u> 及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
使用区分	加算額								
市外居住者の使用	メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、 <u>白岡市</u> 、 <u>宮代町</u> 及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。								
使用区分	加算額								
市外居住者の使用	メインアリーナ及びサブアリーナの使用は、市外（蓮田市、 <u>宮代町</u> 、 <u>白岡町</u> 及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。								

（春日部市民文化会館条例の一部改正）

第3条 春日部市民文化会館条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表（第15条関係） 春日部市民文化会館使用料 備考 4 春日部市、蓮田市、 <u>白岡市</u> 、 <u>宮代町</u> 及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料は、基本使用料（駐車場使用料及び附属設備使用料を除く。）に100分の20を加算した額とする。 6 春日部市、蓮田市、 <u>白岡市</u> 、 <u>宮代町</u> 及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないでホール(客席を除く。)を使用する場合の使用料は、基本使用料の100分の50に相当する額とする。	別表（第15条関係） 春日部市民文化会館使用料 備考 4 春日部市、蓮田市、 <u>宮代町</u> 、 <u>白岡町</u> 及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料は、基本使用料（駐車場使用料及び附属設備使用料を除く。）に100分の20を加算した額とする。 6 春日部市、蓮田市、 <u>宮代町</u> 、 <u>白岡町</u> 及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないでホール(客席を除く。)を使用する場合の使用料は、基本使用料の100分の50に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。